公告

下記森林について、森林経営管理法第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。 なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年3月18日

有田川町長 中山 正隆

1 経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番	林小班	地目	面積(ha)	経営管理実施権の 存続期間	備考
酉21	有田川町大字押手字上横谷553-1	60-二-13 他7小班	山林	7. 4546	2021. 3. 31~2026. 3. 31 (5年)	集3-3

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

氏名又は名称	清水森林組合
A:r	〒 643−0521
住所	和歌山県有田郡有田川町大字清水401番地3

3 縦覧場所 有田川町役場 林務課(金屋庁舎) 有田川町のホームページ

(https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kakuka/kanaya/rinmu/index.html)

4 本公告により、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。